

滝野 6 丁目自治会（杜の会）会則(案)

第一章 総則

第 1 条（目的）

本会は、会員相互の理解を深め親睦を図り、安全で快適な住環境を整備・向上させることを目的とする。

第 2 条（名称及び組織）

本会は「滝野 6 丁目自治会（杜の会）」とする。会員は、滝野 6 丁目に居住する同一家屋に居住する **全世界帯を 1 会員とするが、世帯単位でも会員になることができる。**また本自治会の事務局は、自治会長宅とする。

第 3 条（事業）

本会は第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の生活環境・保健衛生の整備・向上を図る事業
- 2 会員相互の親睦を図る事業
- 3 関連官公署及び近隣自治会との連絡・協調
- 4 その他本会の目的達成のために必要と認められる事業

第二章 運営機構

第 4 条（機構）

本会運営のため、以下を設置する。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 班長会議**
- 4 事業運営委員会

第 5 条（総会）

- 1 総会は、最高の議決機関であり、全会員をもって構成され、役員会によって召集される。会員は、1 会員につき 1 票の議決権を有する。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は原則毎年 4 月に開催し、臨時総会は必要に応じてその都度開催するが、会員の 5 分の 1 以上の請求があったときは召集することとする。
- 3 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、総会の議長は、その都度出席者の中から選出する。総会の議事は、出席世帯（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 総会は次の事項を審議・決定する。
 - (1) 前年度の事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 当該年度の事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 会則の制定及び改廃

- (4) 役員及び監査役の承認
 - (5) その他、役員会が必要と認めた事項
- 5 役員会は、総会の議事録を作成し保管する。

第6条（役員会）

- 1 役員会は、全役員と必要に応じて招集された班長で構成され、総会の議決及び会則に基づき本会の事業を実施する。役員会は、事業計画及び予算案を策定し、事業報告及び決算書を作成し、総会に報告する。また、役員会は、事業実施のための執行事項を決定・処理する。
- 2 役員会には 以下の役員を置き、任期は1年とする。役員数及び担当業務については、別途定める。
会長、副会長、会計、書記
- 3 役員は、原則として各班の代表者（班長）から選出され、総会の承認を得て決定する。
- 4 役員には、自治会活動に要する実費の他に役員手当を支給するものとする。
- 5 役員会は、自治会活動を円滑に行うため必要に応じ前年度役員をアドバイザーとして招聘することができる。

第7条（役員会の役割）

役員会は、本会則第6条における本会の事業実施のために決定・処理する執行事項として以下の議決権を有する。また、役員会は役員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

役員会の議事は、出席役員（役員と同世帯の成人の代理人を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決する。役員会は、その議決の議事録を作成・保管の上、翌年の総会に必要に応じて報告する。

- 1 総会で承認された事業計画及び収支予算に基づく事業の立案と執行
- 2 本会則第10条における会長及び役員の変換の決定
- 3 本会則第17条における弔慰金の支出の決定

第8条（会長の職務）

会長は、本会則第7条の役員会で議決された事業の実施において、関連官公署及び近隣自治会に対する本会の代表権を行使する。

第9条（班）

- 1 本会の下部単位として、班を設置し、班は原則として住居表示による地番に基づくものとする。
- 2 各班は班長を選出し、班長は役員会と各班の間の連絡・調整および会員への情報伝達を行うとともに自治会活動に参加協力する。但し8班と14班は小世帯数なので合同で一つの班とみなす。
- 3 班長は役員会の要請により、班長会議を開催し、その結果を役員会に報告するものとする。
- 4 班長の任期は1年とし、毎年持ち回りとする。
- 5 班長業務の免除について、同一家屋に居住する全世帯住民が75歳以上およびやむをえない事由がある場合、近隣住民理解のもと班長経由で免除を会長に報告する。

第10条（会長、役員及び班長の交代）

以下の各事項の場合、役員会の議決により、会長、副会長、会計、書記、行事担当の役員間の職務、並びに役員及び班長は任期中に交代することができる。また、会長が以下の各事項により職務の執行ができない場合は、役員会の議決によって会長が交代するまでの間、副会長が会長の職務を代行する。

役員間の職務、並びに役員及び班長が任期中に交代した場合は、役員会はその交代時より1ヶ月以内に会員に対し書面等によって報告する。

- 1 死亡あるいは転居等により会員でなくなった場合
- 2 病気あるいは長期出張等で職務の遂行が困難になった場合
- 3 その他、特別の事情により該当者が交代を申し出、役員会の承認を得た場合

第11条（事業運営委員会）

- 1 本会は、第3条に定める事業を実施するために、必要に応じて事業運営委員会を置くことができる。
- 2 事業運営委員会は、会員の中の有志によって構成され、担当事業計画の企画立案を行い、役員会の承認の上、事業を実施し、結果を役員会経由自治会に報告する。

第3章 会計

第12条（会の経費）

本会の経費は、自治体から本会への手当・交付金、会員からの会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第14条（会費）

本会の会費は、一世帯あたり月額250円とし、年1回毎年4月に一括して3,000円を徴収する。また、新居住世帯については、原則、居住を開始した翌月分より会費を徴収する。なお、会員世帯が転出した場合は自然脱会とし、原則、徴収済みの会費の払戻しは行わない。

第15条(役員等の手当)

- 1 役員、班長、アドバイザー等(以下「役員等」という。)の手当は、別途定める。
- 2 役員等の諸手当(含む実費)の総額は、自治会費収入総額の20パーセント未満とする。

第16条（会計帳簿）

本会の会計及び資産の状況を明らかにするために、会計は会計簿及び財産目録を備える。帳簿は、会員の請求があった場合には、閲覧に供する。

第17条（会計監査）

- 1 本会は、監査役を置き、任期は1年とする。監査役は総会の承認を得て決定する。

2 監査役は、会計年度終了後、直ちに会計簿及び財産目録を検査の上、収支状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第4章 弔慰金

第18条 (弔慰金)

会員が死亡した場合、その遺族に対する弔慰金として、役員会の決定により10,000円を支出することができる。

第五章 規定・要領等

第19条(規定・要領等)

- 1 本会則を補完し、自治会業務が円滑に遂行することを目的に必要なに応じて規定・要領等を制定する。
- 2 規定・要領等の制定及び改定等は、役員会が行う。
- 3 役員会は、規定・要領等の制定及び改定等を行おうとする際には、必要なし、班長会議に諮り承認を得るものとする。
- 4 役員会は、規定・要領等の制定及び改定等を行った場合は、必要なし、会員に報告する。

附則

(施行日)

本会則は、平成12年4月23日より施行する。

(改正)

平成13年4月21日一部改正

平成14年4月21日一部改正

平成19年4月15日一部改正

平成20年4月13日一部改正

平成23年4月3日一部改正

平成24年4月8日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和4年4月17日一部改正(予定)